戦死者調書

戦死者番号 五一六八

[redacted]

第二十號海防艦

昭和十年十一月一日 水兵長

[redacted]

[redacted]

[redacted]

死亡年月日　昭和二十年一月十日午前二時半頃

死亡時の職業　死亡直前迄戦争ノ為ニ盛ニ活動中ノ所、部下ヲ率ヒテ精勤

[redacted]

昭和二十二年九月二十日

[redacted]

[redacted]

[redacted]

現況不明者消息調査依頼票（第一八四号）

申告者	現住所	[redacted]						
	元等級	少佐	氏名	[redacted]				
	戸籍番号							
本籍地（現住所）								
等級	技術	[redacted]						
氏名	特技章							
入籍番号	入隊年月日	17.11.14						
所属部隊	同上発令年月日							
備考	17.11.14	兵籍ヨリ除籍						
現況不明者に就き調査事項								
発表年月日	昭和五十一年一月一日							
戦死、戦病死、戦傷死の場合は病名	爆撃 即死							
死亡場所	北島マレーカリタ沖行場							
死亡状況								

備考欄							
本人復員の場合						本人復員の場合	
右復員の年月日	本人復員の場合どんな部隊にいましたか（兵隊番号）	本人はどんな最後に終ったと推定されますか	本人の消息を聞いたことがありますかその人の住所氏名等級	内地上陸地名及びその年月日	復員時所属部隊名	復員級郷先	
昭和二十年八月二十日	第五十六師団	マバラカット平野	第五十六師団	内地上陸地名及びその年月日	復員時所属部隊名	復員級郷先	
昭和二十年八月二十日	第五十六師団	山砲兵第一連隊	第五十六師団	内地上陸地名及びその年月日	復員時所属部隊名	復員級郷先	

（註）

(イ) 本表は長官官房厚生課長市ヶ谷市ヶ谷台町第地方復員部長及び復員業務課長宛送付されたい

(ロ) 知得事項は推測でも結構ですから細大もれなく記入してください

(ハ) 消息は無論その他の人から得た知得事項でもなるべく記載してください

66148

吳第五第一三八のA三〇九

現況不明者消息調査依頼票

吳地方復員局人事部 [redacted]

（昭二年九月二十五日）

申告者	現住所	[redacted]				
	元等級	大尉	氏名	[redacted]		
本人	所属名	三〇一空	同令和年月日	19.12.18	特技章	甲飛隼(般)
	本籍地	[redacted]	等級	上飛曹	氏名	[redacted]
	参考事項					

回答欄

死亡年月日	昭和二十年一月一日 午前十時
死亡場所	ルソン島クラーク地区マバラカット西飛行場
死亡状況	日本軍敵機の空襲をうけ防空壕に避難中防空壕崩壊のため生埋めとなり直に引き出し
其の他	[redacted]

（註）（一）戦没者行方不明年月日及び其の場所又は地域を明確に知得しておられない場合は推定で結構ですから努めて記載をお願いします。

（二）消息を確認されたる他人から得た報告書であるときは必ず記載されたい。

（三）本票以外でも戦没公表未帰還者を御存じの際は追報願ます。

（四）備考 決裁復員局人事部 履歴送達願ます。

262

(3) 兵籍明細書（戦死者用）

所属	攻撃飛行隊	上等兵	[redacted]
戦死年月日	所属復員局	所属	入隊年月日
[redacted]	二復 横浜(横)	比島航空隊	志

申告事項	比島クラーク飛行場地区マバラカット飛行場に特攻隊の整備班長として勤務し在生。([redacted]君は[illegible]と同行動) 自分は任務を帯びて昭和二十年一月一日クラークよりミンダナオ島ダバオに向け出発したので其の後の事は判らないが同君の戦死[redacted]居(同僚)が戦死公報せられたから[redacted]君もクラーク方面に切込を敢行戦死されたものと思はれる
申告者 家族	住所 / 続柄 / 氏名
申告者 復員者	住所 [redacted] / 部隊系統 / 氏名 [redacted]
調査官所見 世話課	他に二、三資料を待て照合中のものがあるが、第1回送付通知する
調査官所見 舞復人	

1. 住所は明確に記載する
2. 所属……住所と部隊名に記載する（[illegible]）舞復人に送付する
3. 氏名……舞復人にて[illegible]により二通調査
   調査世話課へ一通
   [illegible]へ一通
   [illegible]へ一通（復員局経由）
4. 必要に応じ舞復人で記入する

(1947-1)

舞鶴地方復員援護部

部第一三八号

昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日

舞鶴民生部世話課長殿

[redacted]

18948

第五號

二八、二九之

戦没者消息調査依頼書（昭和二十二年十一月 日）

[redacted]

申告者

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

海軍整備兵曹長 [redacted] 君ノ殉職情況

申告者 [redacted] 元海軍少尉 [redacted]

比島クラーク飛行場ノ搭乗員救出機編成

一番機 機長 海軍少尉 [redacted]

搭乗員 四名

被救出者 整備士官二名(整備兵曹長 [redacted] 外一名)

飛行士官下士官十名

二番機 機長 海軍少尉 [redacted]

以下一番機ニ同ジ

比島クラーク飛行場ノ搭乗員ヲ急遽ニ救出スル為ノ救出機ヲ編成シ昭和二十年一月九日午前六時高雄飛行場発盟十日午前六時クラーク飛行場着到着當時同方面ノ天候ハ極メテ不良ニシテ飛行困難ト思ハルル官(二番機長)ハ一番機ノ長ニ對シテ明朝ノ救出飛行ハ取止

復員省

32

出べく進言す。隊長も又同様の意志なりしも、遂に角午前三時十五分指揮所前に整列し、其の時の天候如何によりて救出飛行を決行することに決し、隊員に告げたり。當時クラーク地区は米軍機の空襲猛烈にして便乎の飛行場整備の者を残して飛行隊員は概ね山中に避退しありたり。一日午前三時十五分臺湾へ収容すべき救出機搭乗員及び被救出者二四名は山中より出て来り指揮所前に整列す。その頃三時間前の悪天候は飛行に適当と思はるゝ天候に変り雲二つ分し。依りて救出飛行を決行せり。救出機は一月十四日午前三時三十分クラーク発一路高雄飛行場に向って飛行す。北島全島は全く快晴なり然れど天候の急変と数時間後に起きうべき来襲に備へ飛行機事故は救出機内に搭乗せる三四名の者誰一人として予想せざるとの分し。北ルソン島を飛行し終りてバシー海峡に入るや天候次第に悪化して飛行困難と断時上昇し雲頂四千五百米を飛行する状態となれり。時に一番機電信員[redacted]飛行兵曹長は高雄飛行基地に對して午前六時二十分基地着の無線を打電

し居たり。晴夜にして悪天候、下界は見えず救出機も自身の正確なる位置を知り得ず（當時偵察員として搭乗し居る[redacted]飛行兵曹長は特修科偵察術を専修し大編隊を指揮し特に大隊長機の偵察員としてしばしば偉功を奏せる優秀なる搭乗員なり）午前二時三十分飛行位置は飛行場附近と推定せられたるを以て高度を四千五百米より漸次低下せしむ。雲中二番機は必死となりて一番機に追従せるも二番機々長は危険と感じて一番機との距離を大幅に引離せり此の時突然前方に探照燈に照らされたるが如く又何物かが大爆発を起したるが如く火の手が上り暗中に一瞬にして皎々たる月夜の如くなり須臾にして元の暗黒になる。不幸一番機は台湾上空にて前方の山に衝突大破せり。時に一月十日午前二時三十分なり。その時二番機は尚高度を低下しつゝありしも二番機々長はとっさに飛行せば一番機の如き衝突せんと直感し平素何時なりとも如き施回を以て回避し漸時飛行を続行せしが燃料もあと僅かすの少の状況にて新竹州竹飛行場に不着陸着せり。着陸と同時にプラス十八機の空襲を受け機を破

損す。一番機事故ありし詳細に調査せるに一番機の衝突せるは阿里山山脈高度二千八百米附近なりと断定せられたり其の後生還者は一人も存せず一番機に搭乗せる者全員(十七名)は殉職せるものと思はる

終

22-12

一、戦傷死者調査資料

一、申告　第三二一設営隊　上伍長

一、現住所　[redacted]

一、戦死場所　[redacted]　上等技術兵

一、本籍地　[redacted]

一、遺族調査氏名

一、戦傷死年月日時刻　昭和二十年一月十日

一、病名　戦傷死と推定

一、戦傷死場所　比島マニラ

一、所属部隊　三二一設営隊

一、遺骨遺品の有無　有　明

戦傷死当時の状況

昭和二十年一月十日敵機「マニラ」空襲の際弾片により重傷に「マニラ」陸軍病院に入院したが生存の見込なし

死亡者調書

本籍地	[redacted]
現住所	不明
所屬部隊	入隊時ノ部隊
入隊年月日	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日
等級	兵長
氏名	吳[illegible]
種別	補充
兵種	兵科
入隊番号	[redacted]
死亡年月日	昭和十九年九月中旬ノ[illegible]日
死亡地	同上
死亡ノ原因	高角砲砲員勤務
勤務ノ概要	
死亡者ノ所屬	
死亡者ノ所屬部隊ノ所在地	
死亡者ノ所屬部隊ノ所在地ノ戦況	

死亡年月日　昭和十年　百番

死亡時の状況　サラリヤ病ニテ急死ス

右ノ通承知ト認メタルカラ申告致シマス

昭和　年　月　日

申告者

本籍地

住所

[redacted]

等級　水長　氏名

同　右

[redacted]

備考

一、本調査ハ死亡者ノ身元関係一切ヲ秘匿スルモノデアルカラ厳重ニ其ノ秘密ヲ記入シテ下サイ

二、他人カラ聞イテ承知シタ事項ハ其ノ旨ヲ本欄ニ記入シテ下サイ

23年1月1日

現認證明書

本籍、[redacted]

元海軍々屬 [redacted] 生

身分、 戦争中海軍々屬として佐賀県マテナ海軍飛行場建設に従事す。後に第一〇三海軍工作部第六分工場に勤務す。

当時の状況及び、工作部との関係 昭和十九年十月戦況悪化し海軍飛行場建設隊(後名称変更)[redacted]佐賀市マヌ地区に移転し後退の止むなく、[redacted]佐賀市マヌ地区耕地に退避中でありました。

第一〇三海軍工作部第六分工場はメバオ市マラゴス、カリナン、ナンモン、マヌエルに他数ヶ所に分散し各々任務を遂行中でありました。当時各部隊は極度に食糧の不足をきたし、当工作部は食糧の自給の必要に迫られ、生産隊を組織し増産に、蒐集に努めました。[redacted]氏は戦前より農事の経験者であり上の方面の最適任者と認め[redacted]の名に於て生産隊に勤務すべく任命、当時日本軍に協力中の比人部落者を指導し専ら食糧増産に努めて居りました。日給参比貨交換。

当時の状況、病名及死亡迄の経過。 一般隊員の健康状態は極めて良好でありましたが第一線より後退後は食糧不足に加へて栄養の欠乏

8-15

の為に身体が疲弊し発病する者多くなりました。

[redacted]氏はこの頃より発病し海軍病院[redacted]

氏の診察の結果赤痢と診断、依って

仮病舎に収容し加療中昭和二十年一月十七日遂に死亡

致しました。

当時の状況を知っている人の、

[redacted]

戦況日増しに不利となり各部隊との連絡も困難となりました為

工作部工員名簿に漏れていたかと思いますが当時の状況御了察下さい

ようと追加願い度く茲に事実現認證明書を認め謹承認

方御願い申上げます

昭和三十六年三月　日

元、第一〇三海軍工作部

[redacted]

8-16